

仙北市庁舎整備基本構想



平成27年6月

秋田県 仙北市

目 次

第1章	基本構想の目的	(1)
第2章	庁舎の現状と統合庁舎の必要性	(1)
1	庁舎の現状	(1)
2	耐震診断調査の結果	(2)
3	庁舎及び庁舎形態の課題	(3)
4	統合庁舎の必要性	(4)
5	これまでの検討経過	(5)
第3章	庁舎のあるべき姿	(6)
1	庁舎の役割、機能	(6)
第4章	統合庁舎整備計画	(8)
1	統合庁舎整備の基本指標	(8)
2	庁舎の規模	(9)
3	統合庁舎整備の考え方	(11)
4	庁舎整備計画	(12)
第5章	総合支所及び出張所の役割、機能	(15)
1	田沢湖庁舎	(15)
2	西木庁舎	(15)
第6章	角館庁舎・西側庁舎及び中町庁舎	(15)
1	角館庁舎・西側庁舎	(15)
2	中町庁舎	(16)
第7章	整備スケジュール	(16)
【 資料 】		
1	統合庁舎に勤務する職員数の推計	(17)
2	統合庁舎整備に係る実質公債費比率の推移	(18)

第1章 基本構想の目的

新庁舎の建設については、市の上位計画である「仙北市総合計画」や、新市のまちづくりを進めるための指針を定めた「新市建設計画」の主要施策に掲げられています。総合計画では「果たすべき機能や施設規模、建設適地について、既存施設の活用も含めて新市にふさわしい内容となるよう検討する必要がある。」としており、町村合併協議時からの主要懸案事項の一つとされてきました。

仙北市発足以来、議会との協議やみんなの庁舎検討委員会、市民説明会、市民アンケート調査、庁内での議論等々、様々な形で各分野、立場の方々との話し合いを行い、統合庁舎整備の実現に向けたご意見、ご提言をいただきました。

「仙北市庁舎整備基本構想」は、庁舎整備に関するこれまでの検討結果を踏まえて、市民サービスの向上に主眼を置いた庁舎整備の基本的な考えを示すものであり、今後の「基本設計」、「実施設計」において、より詳細な検討を行い、庁舎整備の具現化を目指すに際しての指針となるものです。

第2章 庁舎の現状と統合庁舎の必要性

1 庁舎の現状

庁舎の整備には、施設の老朽化も大きく関わっています。最も古い角館庁舎は、築後53年を経過しており、最も新しい西木庁舎でも39年となっています。中でも、角館庁舎は、外壁が2度に渡って剥離落下したことからみても、施設の安全性が損なわれている状況です。こうしたことから、統合庁舎の整備のみならず、全ての庁舎の今後の方向性も早急に決めなければならない時期にきています。

■庁舎及び隣接施設等の状況

区分		建築年	構造	階数	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
田沢湖地区	田沢湖庁舎	昭和47年	RC造	3階	2,615	25,037
	田沢湖第2庁舎	昭和54年	S造	1階	1,111	
	田沢湖総合開発センター	昭和49年	RC造	2階	1,451	
	田沢湖保健センター	昭和58年	RC造	3階	525	
角館地区	角館庁舎	昭和36年	RC造	2階	1,244	3,331
	角館西側庁舎	昭和45年	RC造	3階	1,014	
	中町庁舎	昭和46年	RC造	2階	332	729
	仙北市健康管理センター	平成6年	S造	1階	669	2,800
	角館東地区公民館	昭和54年	RC造	3階	4,678	100,315
	企業局	昭和46年	RC造	2階	482	4,547
	市立角館総合病院管理棟	平成3年	RC造	3階	3,390	17,697

西木地区	西木庁舎	昭和50年	R C造	2階	1,561	12,477
	西木第2庁舎	昭和50年	S造	1階	528	
	西木総合開発センター	昭和50年	R C造	2階	905	

2 耐震診断調査の結果

庁舎施設の耐震性の有無を調べるため、平成25年8月に庁舎等の耐震診断調査を実施しました。調査結果では、西木庁舎及び角館東地区公民館渡り廊下以外の施設のIS値は、市が安全性の目安として設定した0.7を下回り、耐震補強が必要であるとの判定結果となりました。

(1) 角館庁舎等

施設名	耐震診断結果 (IS 値)		判定 (判定指数 0.7)	概算工事費 (千円)
	X方向	Y方向		
角館庁舎	1階 0.454 2階 0.629	1階 0.302 2階 0.724	補強を要する	42,687
西側庁舎	1階 0.506 2階 0.602 3階 0.731	1階 1.693 2階 2.383 3階 3.440	補強を要する	24,072
渡り廊下	1階 0.420 2階 0.670	1階 0.120 2階 0.060	改善を要する	概算解体費 4,000
中町庁舎	1階 0.805 2階 1.009	1階 0.527 2階 0.811	補強を要する	9,903

(2) 田沢湖庁舎等

施設名	耐震診断結果 (IS 値)		判定 (判定指標 0.7)	概算工事費 (千円)
	X方向	Y方向		
田沢湖庁舎	1階 0.59 2階 0.43 3階 0.61 塔屋 0.67	1階 1.08 2階 1.28 3階 0.91 塔屋 1.02	補強を要する	135,367
田沢湖総合開発センター	1階(1) 0.55 1階(2) 1.10 2階(1) 0.87	1階(1) 1.35 1階(2) 0.99 2階(1) 2.29	補強を要する 1階(1) = 開発センター棟 1階(2) = 大集会室棟	875

(3) 西木庁舎等

施設名	耐震診断結果 (IS 値)		判定 (判定指標 0.7)	概算工事費 (千円)
	X方向	Y方向		
西木庁舎・西木総合開発センター	1階 0.716 2階 0.792	1階 1.232 2階 1.640	耐震性がある	—

(4) 角館東地区公民館

施設名	耐震診断結果 (IS 値)		判定 (判定指数 0.7)	概算工事費 (千円)
	X方向	Y方向		
東地区公民館 (校舎)	1階 0.50 2階 0.51 3階 0.65	1階 1.04 2階 1.18 3階 1.70	補強を要する	99,034
東地区公民館 (体育館)	0.26	0.47	補強を要する	23,752
東地区公民館 (渡り廊下)	1.25	2.29	耐震性がある	—

※ I s 値 (構造耐震指標) : 建物の耐震性能を表す指標である。地震力に対する建物の強度、靱性 (変形能力、粘り強さ) が大きいほど、数値も大きくなる。

3 庁舎及び庁舎形態の課題

田沢湖、角館、西木の各庁舎に部署を分散して配置する現在の「分庁舎方式」は、町村合併協議の際に本庁舎方式、分庁舎方式、総合支所方式、それぞれの長所、短所の比較検討を行ったものの、その検討以前に全ての部署、職員を一つの庁舎に収容しきれないという物理的な問題がありました。その結果、それぞれの地域の特長に適した部署を各庁舎に配置するとともに、窓口業務は各庁舎とも同一のサービスを提供する、現在の分庁舎方式にしたところです。

しかし、分庁舎方式には、市民サービスの向上を妨げる様々な問題があります。

■庁舎、施設別部署配置状況 [分庁舎方式]

庁舎、施設名	配置部署
田沢湖庁舎	総務部、会計課、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局
角館庁舎	総務部 (角館地域センター)、市民福祉部 (市民生活課)、教育委員会
中町庁舎	観光商工部
西木庁舎	総務部 (西木地域センター)、市民福祉部 (福祉事務所)、農林部、建設部、農業委員会事務局、観光商工部 (農山村体験デザイン室)
企業局	企業局 (業務課、工務課)
健康管理センター	市民福祉部 (保健課)

※田沢湖庁舎、総務部には田沢湖地域センターを含む。

(1) 市民サービスの課題

行政機能が各庁舎に分散しているため、用件がどこの庁舎、部署で済ませることができるのか、窓口がわかりづらい状況となっています。このほか、用務が複数の部署に渡る場合、一つの庁舎で完結することができないなどの弊害があります。

（２）防災拠点機能の課題

災害や緊急時において、市民の安全を守るためには一刻も早く、それぞれの事案に適切に対応した指示等を出さなければなりません。しかし、災害の程度に応じた災害対策本部等の設置が一箇所に集中していないことから、関係部署、職員が一体となって災害応急対策の方針など、災害対策本部等の会議を経て、総合的な判断を下すまでに多くの時間を費やします。

（３）庁舎機能の課題

庁舎は、市民サービスを提供するための施設であるとともに、不特定多数の方々が様々な形で利用する公共の施設です。このため、高齢者、障がい者、子ども連れの方等、全ての市民等が快適に利用しやすいようユニバーサルデザインに対応する必要があります。

しかし、現庁舎は、スロープ等、最低限のバリアフリー化はされているものの、車椅子用トイレは西木庁舎だけにしか設置されていないなど、ユニバーサルデザインにはほど遠い現状です。

（４）事務効率化の課題

職員の打合せ、会議等の移動には多くの時間が費やされることになり、これによって勤務時間が増加する場合もあり、事案によっては迅速な市民サービスに対応できないこともあります。

また、車両の維持管理費等、移動手段に要する経費を抑制することができないなどのデメリットがあります。

4 統合庁舎の必要性

庁舎は自治体に一つが基本です。併せて全ての市民が等しく行政サービスを受けられるよう、庁舎までの距離や人口の分布状況等を考慮し、本庁舎の補完的行政機能を有する機関として、支所、出張所を設置するというのが庁舎本来の姿であると考えます。つまり、現在の分庁舎方式は、変則的な形であると言えます。

今後の市の財政見通しでは、平成32年度には、地方交付税の合併算定替対象期間が終了し、一般財源が大幅に減少することになります。財政規模を一段と縮小せざるを得ない中で、行政サービスを維持していくには、行財政改革をさらに強力に推し進めなければなりません。とりわけ、経常経費のうち、職員数の削減による人件費の圧縮には大きく踏み込む必要があります。

現行の分庁舎方式では、職員が分散していることによって、マンパワーがそがれている傾向は否めません。今後、職員の削減がさらに進むことにより、分庁舎方式を維持するための人事配置そのものが困難になると見込まれます。職員削減に伴う市民サービスへの影響を抑えるためには、各庁舎に職員を分散配置するのではなく、一箇所に結集し、部局横断的な取り組みを進める体制の整備が必要とされます。

庁舎を統合することによって、部署間の迅速な情報伝達と情報共有、時間的なロスがない指揮命令系統の一元化等、多くの課題が解決され、災害、緊急時等における市民の安全確保や市民サービスの向上、並びに事務の効率化が図られます。

市では、新市建設計画の主要施策として掲げた庁舎建設事業の実施に向けて検討を重ねてきました。庁舎建設事業については、本年2月に実施した市民アンケート調査においても、回答者の4割強の方々に市の重要な課題であるにご回答いただいたところです。

5 これまでの検討経過

(1) 統合庁舎整備に関する検討

平成19年7月、課長補佐、係長職の市職員で構成するワーキンググループを設置し、7回の協議を経て、平成21年1月に報告書を取りまとめました。この報告書では、統合庁舎の候補地として7箇所を選定しています。同年3月、この報告内容をベースに検討を加え、本庁舎を角館交流センター周辺にするとした「庁舎整備方針について(市長試案)」を市議会に提出しました。

平成21年10月、門脇市長就任後、選挙公約であった「市役所建設の凍結、再検討」を具現化するため、市民の意見をより反映させるという目的で、平成22年の7月、市民等で構成する「みんなの庁舎検討委員会」を設置しました。平成23年3月に提出された委員会からの提言書では、統合庁舎の位置は、神代地区の国道46号角館バイパス付近としています。

平成23年7月には、庁内部長等で組織する「庁舎整備推進委員会」を設置し、先の調査報告書や提言書等の実現性に加え、具体的な調査検討を行い、結果を市長に報告しました。これを基に市長が11月、「庁舎整備に関する基本方針」を市議会に示しました。基本方針では、統合庁舎の候補地を新築3箇所、既存施設の増改築4箇所の7案としています。主な財源を合併特例事業債としていることから、地方債発行期限1年前の平成31年度までには、整備を完了することとし、角館庁舎の移転整備については、移転から火除け復元までを平成27年度までに終える予定としています。

その後、先の基本方針に基づき、庁舎のあるべき姿や役割、機能など、「みんなの庁舎検討委員会」による提言等を反映させた上で「統合庁舎整備に関する基本構想(素案)」を作成し、平成26年9月に市議会議員全員協議会に提出したところです。

また、同年10月に市内各地区10箇所における市民説明会やパブリックコメント(意見公募)を実施したほか、平成27年2月にはアンケート調査を行い、多数の市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。

■ 庁舎整備調査ワーキンググループ〔委員会構成：庁内の課長補佐、係長級〕

会議開催状況：H19.7.3からH20.11.6まで7回

■ みんなの庁舎検討委員会〔委員会構成：委員長・秋田大学木村教授、委員・商工会、観光協会、連絡協議会等の団体推薦委員及び公募委員〕

会議開催状況：H22.7.25からH23.2.13まで5回

■ 庁舎整備推進委員会〔委員会構成：委員長・副市長、委員・庁内の部長、次長等〕

会議開催状況：H23.7.19からH23.11.11まで6回

■ 市議会総務文教常任委員会協議会

会議開催状況：H26.5.19からH27.2.13まで7回

■ 市議会議員全員協議会

会議開催状況：H26.8.25 1回

「仙北市庁舎整備基本構想(素案)」を提出

■ 統合庁舎整備に関する市民説明会

H26.10.27～11.26 角館地区4箇所、田沢湖、西木地区各3箇所、計10箇所

■「仙北市庁舎整備基本構想（素案）」に関するパブリックコメント（意見公募）

意見の募集期間：H26.10.22～12.1

■「仙北市まちづくり市民アンケート調査」

実施期間：H27.2～2.24 有効回収数 1,156 票

（２）角館庁舎移転整備に関する検討

角館庁舎は、老朽化が著しく安全性に問題がある建物であるため、統合庁舎の整備に先行して移転を進める必要があるとの考え方から、移転を前提として市議会と協議を重ねました。

平成25年2月、5月に開催した市議会議員全員協議会では、大きな財政負担は避けるべきだ、統合庁舎と並行して議論すべきだ等の意見をいただきました。意見の中で、危険な施設であることを科学的に裏付ける調査がされていない、との指摘があり、これを踏まえ、平成25年8月、庁舎等の耐震診断調査を実施しました。

また、平成25年5月には、市民を対象として角館庁舎移転説明会を開催しましたが、市の移転案に賛同される市民もおられる一方で、市議会と同様の意見も多数いただきました。

■庁舎整備推進委員会

会議開催状況：H24.9.3からH25.3.19まで8回 H25.4.15、4.22、5.20 3回

■市議会総務文教常任委員会協議会等（意見交換会等を含む）

会議開催状況：H24.9.20からH25.3.13まで7回 H25.5.9 1回

■市議会議員全員協議会

会議開催状況：H25.2.28 H25.5.15 2回

■角館庁舎移転に関する市民説明会

H25.5.21日～26日 角館地区4箇所、田沢湖、西木地区各1箇所、計6箇所

第3章 庁舎のあるべき姿

庁舎は、市民サービスを提供する施設、まちづくりの拠点施設など、様々な役割をもっています。市民の利便性を最優先に考えることはもちろん、市民の安全を守る防災拠点としての役割を担う庁舎、まちづくりを推進するための市民が集いやすい庁舎であることも大切です。

市民のための施設であるという観点に立った、庁舎の役割と、必要最小限の事業費、限られたスペースの中で、優先しなければならない庁舎の機能は次のとおりです。

1 庁舎の役割、機能

（１）「市民が利用しやすい庁舎」

総合案内所の設置や窓口、相談機能を充実することにより、子どもや高齢者、障がい者等、全ての市民が使いやすい、利便性の高い庁舎とします。

また、役所という堅いイメージから脱却し、来庁者に対し積極的に声をかけ、相談されやすい環境づくりを進めるとともに、より親切、丁寧な接客ができるよう職員の資質向上を図ります。

- ・総合案内所、わかりやすい案内表示の設置
- ・プライバシーに配慮した相談窓口
- ・来庁者の庁舎内移動負担軽減サービス
- ・目的とする部署に来庁者を導く、誘導レーンの設置
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・庁舎間を巡回する無料シャトルバスの運行
- ・窓口職員の接客研修

（２）「市民が集い、親しまれる庁舎」

子どもからお年寄り、様々な職業、団体等、多くの市民が日常的に集い、自然に行政と関わりを持てるような環境を構築することで、ともに行政を進められるような庁舎とします。

このため、市民団体等への活動スペースの提供や、市民が自由に使えるスペース等を設け、市民協働の活動拠点とすることで、多くの市民に庁舎に出入りしていただき、相互の情報交換の機会を増やします。

- ・市民団体等のクラブハウスとしての活用
- ・市民が自由に使えるスペースの提供
- ・行政情報提供機能 ・観光案内、歴史文化伝承機能

（３）「防災機能拠点としての庁舎」

洪水、地震、火山噴火などの自然災害や、危機発生時における人命の安全確保、災害発生後の復旧復興活動の司令塔とて、市民がいつでも、市内のどこでも安心して暮らせる、防災拠点の役割を果たせる庁舎とします。

防災拠点、災害時の司令塔としての役割を十分果たすため、緊急避難スペースの確保、防災関係用品の備蓄倉庫等を設置するなどの機能の強化、充実を図ります。

- ・防災情報システムや情報通信設備の整備
- ・市民の緊急避難スペースの確保
- ・非常用電源や通信障害の発生を防ぐ機能及びバックアップ機能の設置
- ・防災関係用品の備蓄倉庫の設置

（４）「行政需要の変化に対応できる庁舎」

多様化する市民ニーズや、今後の社会情勢による行政需要の変化、市行政組織の再編、職員の減少等に、柔軟に対応でき、かつ、施設を効率よく使用できる庁舎とします。

こうしたことから、施設規模は、将来無駄なスペースが生じないように、必要最小限の機能、規模とします。

- ・可動式間仕切りの設置
- ・収納スペースの一元化
- ・効率的なファイリングシステムの構築

(5) 「環境や景観に配慮した庁舎」

再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー機能を備えることにより、緊急時の非常用電源としての利用やランニングコストの抑制を図ります。

また、建物のデザインや緑地帯等は、町並みとの調和を保ちながら、周辺環境への配慮に努めます。

- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用
- ・LED、自然採光、自然通風等、省エネ設備の導入

第4章 統合庁舎整備計画

1 統合庁舎整備の基本指標

項目	平成32年度	備考
人口	25,000人	平成32年人口25,091人「人口問題研究所」推計
議員数	19人	仙北市議会議員の定数を定める条例による
職員数	200人	本庁舎収容職員数（設定値）

(1) 人口

人口問題研究所は平成32年の仙北市の人口を25,091人と予測しています。このため、統合庁舎への移転予定である平成32年の想定人口を2万5千人とします。

(2) 議員数

仙北市議会議員の定数を定める条例による定数19人を基準とします。

(3) 職員数

本庁舎に収容する職員数を200人とします。

※平成32年度本庁舎に収容する職員数とは必ずしも一致するものではありません。

■庁舎別部課（所）の配置、職員数

H27年4月1日現在

庁舎名	配置部・課等及び職員数
田沢湖庁舎 (84人)	特別職：市長（1）、副市長（1） 総務部：総務部長（1）、総務課（11）、事務事業移転室（2）、企画政策課（7）、 定住対策推進室（4）、財政課（11）税務課（15）、収納対策室（1）、 総合防災課（7）、田沢湖地域センター（8） 会計管理者：会計管理者（1）、会計課（3）、契約検査室（1） 議会：議会事務局（4） 監査委員：監査委員事務局（3） 選挙管理委員会：選挙管理委員会事務局（3）

角館庁舎 (58人)	特別職：教育長（1） 総務部：角館地域センター（9） 市民福祉部：市民生活課（19） 教育委員会：教育部長（1）、教育総務課（5）、教育指導課（5） 北浦教育文化研究所（5）、生涯学習課（3）、スポーツ振興課（6） 文化財課（4）
中町庁舎（14人）	観光商工部：観光商工部長（1）、観光課（7）、商工課（6）
西木庁舎 (98人)	総務部：西木地域センター（4） 市民福祉部：市民福祉部長（1）、社会福祉課（15）、子育て推進課（8）、 長寿支援課（6）、包括支援センター（7）、法人化準備室（4） 農林部：農林部長（1）、農山村活性課（14）、総合産業研究所（4） 観光商工部：農山村体験デザイン室（4） 建設部：建設部長（1）、建設課（10）、都市整備課（8）、下水道課（7） 農業委員会：農業委員会事務局（4）
その他 (29人)	福祉保健部：保健課（19） ※健康管理センター内 企業局：企業局長（1）、業務課（4）、工務課（5）
合計	283人

※職員数には、他自治体、団体等からの出向等職員数含み、仙北市からの出向等職員数は含まない。

2 庁舎の規模

(1) 庁舎施設

① 床面積 6,000 m² [収容予定職員数 200 人を基準]

総務省旧地方債同意等基準で定めた標準面積を参考に算定します。地方債算定基準で定める標準面積は、職員数や議員数等から求められますが、防災機能（防災倉庫等）や市民ホール（待合スペース）等は含まない行政事務スペースを想定したものです。したがって、それら諸室を含む実際に必要な面積の積み上げ等により庁舎全体の必要面積を算定します。

■総務省旧地方債同意等基準面積

用途	算定方法			基準面積 (m ²)	面積 (m ²)
	役職	換算率	職員数		
ア) 事務室	特別職	12.0	3人	4.5	162
	部長、次長、課長級	2.5	25人	4.5	281
	課長補佐、係長級	1.8	70人	4.5	567
	一般職	1.0	102人	4.5	459
		①小計	200人	—	1,469
イ) 倉庫	ア) 執務室面積×13%			—	190
ウ) 会議室、トイレ、諸室	職員数200人			7.0	1,400
エ) 共用部分（玄関、廊下、階段等）	ア) +イ) +ウ) ×40%			—	1,223

オ) 議場等の議会施設	議員定数 (19人)	35	665
②小計 (イ) + ウ) + エ) + オ)		-	3,478
③合計 (①+②)			4,947
カ) 付加機能施設④	※推計	-	1,000
合計			5,947

※総務省旧地方債基準面積は行政事務のための必要最小限のスペースを想定した算出方法

キ) 車庫	25㎡×70台	25	1,750
-------	---------	----	-------

※ カ) 付加機能施設面積 (市民ロビー、防災倉庫、休憩室)

4,947㎡ (③合計面積) × 20% = 989㎡ よって付加機能面積を1,000㎡とする。

※ 4,947㎡ (③合計面積) + 1,000㎡ (④付加機能面積) = 5,947㎡

よって床面積を概ね6,000㎡とする。

(2) 付帯施設等

① 公用車車庫 1,600㎡ (70台)

統合庁舎に配置予定部署で使用する車両保有台数は現在90台です。公用車を使用する職員が減少することと、併せて公用車の集中管理車両を拡大する等、効率的な利用方法を採用することによって、公用車台数を70台に削減することとします。旧地方債算定基準を参考に、1台あたりの必要面積を25㎡として積算した場合、車庫の延床面積は1,750㎡となりますが、現在の車庫収容状況を考慮し概ね1,600㎡ (23㎡/台) とします。

② 来客者駐車場 2,500㎡ (100台)

現在の来客者駐車場は、田沢湖庁舎60区画、角館庁舎15区画、西木庁舎30区画の計105区画です。現状の駐車場区画数とこれまでの利用状況を考慮するとおよそ100区画は必要であると考えます。したがって、1台あたりの必要面積を25㎡として算定し、来客者駐車場の面積は2,500㎡を基準とします。

③ 職員駐車場 5,000㎡ (200台)

収容予定職員の駐車台数200区画を見込みます。これにより、1台あたりの必要面積を25㎡として積算し職員駐車場の面積は5,000㎡を基準とします。

④ 堆雪帯 1,000㎡

駐車場等除雪を要する面積を10,000㎡と想定し、この10パーセントの1,000㎡を堆雪帯として見込みます。

⑤ その他付帯敷地 5,000㎡

その他付帯敷地として必要な車両ロータリー、緑地帯、敷地内通路等、5,000㎡を見込みます。

(3) 敷地面積 17,000 m²

区 分	摘 要	面 積
庁舎建築面積	3階建 延床面積(6,000 m ²)の1/3	2,000 m ²
車庫建築面積	公用車(70台)	1,600 m ²
駐車場面積	来客者(100台)、職員駐車場(200台)	7,500 m ²
堆雪帯面積	除雪を要する面積10,000 m ² の10%	1,000 m ²
その他付帯敷地面積	車両ロータリー、緑地帯、敷地内通路等	5,000 m ²
合 計		17,100 m ²

※上記の必要面積となる庁舎建築面積、車庫建築面積、駐車場面積、堆雪帯面積、その他付帯敷地面積を合計すると17,100 m²となります。

したがって、敷地面積は、概ね17,000 m²を見込みます。

3 統合庁舎整備の考え方

庁舎の整備について、地方自治法並びに仙北市総合計画、新市建設計画では、次のとおり記されています。

■ 地方自治法

○第4条第2項

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

■ 仙北市総合計画 [H18.12策定]

○第3編 基本計画：第7章 計画達成のために 1 行政運営の効率化

「新たな庁舎建設については、建設資金を計画的に積み立てながら、窓口サービスの利便性の向上、バリアフリーへの対応、防災拠点としての位置づけに加え、市民サービスに対する時代の要請に応えるよう果たすべき機能や施設規模、建設適地等について既存施設の活用も含めて新市としてふさわしい内容になるよう検討する必要があります。」

【主要施策】 ～ 新庁舎建設と市有財産の有効活用 ～

「市民サービスの向上に主眼を置いた新庁舎建設について、既存施設の活用を含めて検討を行います。」

■ 新市建設計画 [H17.3策定]

○第5章 まちづくりの方針 目標Ⅳ まちづくりをサポートする行財政の改革

推進方針2 行政サービスはより少ない費用で

【主要施策一覧】

「庁舎建設事業 市役所の建設」

○第7章 公共的施設の統合整備

「新庁舎の整備については、合併後における地方分権の進展及び財政状況等を勘案し、地域住民の福祉の向上や利便性等を考慮のうえ、十分な議論を行い検討することとします。」

口重心地からさほど遠くない妥当な位置と考えます。

アンケート調査において庁舎整備する上で重視することとして最も意見の多かった交通アクセス面では、近隣路線の岩瀬北野線が整備されることにより国道 105 号と 46 号からのバイパス機能効果で、更に利便性が高まります。このほか、秋田新幹線の停車駅である J R 角館駅、秋田内陸縦貫鉄道角館駅からは、徒歩でも来庁可能な場所ですから、市民のみならず市、県外から、公共交通機関を利用しての来庁も容易です。

このほか、角館地区は、公共機関、金融機関、病院、事業所等が多いため、他地区から多くの通勤・通学・通院者等が往来している状況です。また、県庁所在地である秋田市及び国、県の公共機関が集中している広域圏域の重心地である大仙市にも、3 地区の中では最も近く、広域行政の観点からもふさわしい場所と考えます。

庁舎の機能性については、既存の病院管理棟と増築棟のみであることから、建物の分散配置を防ぎ、増築棟には市民が多く利用する部署を優先的に配置することが可能となります。このほか、病院管理棟には、スロープ、車椅子用トイレ、エレベーターが設置されており、加えて増築庁舎にはバリアフリー化はもちろん、ユニバーサルデザインによる、庁舎に訪れる全ての人が快適に利用することができる機能を効率的に整備することが可能となります。

〔参考〕 庁舎等別諸証明発行件数

〔H26 年度〕

区 分	田沢湖 庁舎	田沢 出張所	神代 出張所	角館 庁舎	学習 資料館	西木 庁舎	桧木内 出張所	上桧木内 出張所
住民票等	2,657	165	1,228	9,237	341	1,604	344	127
印鑑証明	1,943	125	1,146	3,779	291	1,102	257	95
戸籍関係	1,932	125	801	9,263	—	1,413	213	75
税務関係	1,395	70	903	4,790	—	1,180	202	42
計	7,927	485	4,078	27,069	632	5,299	1,016	339
割合 (%)	16.9	1.0	8.7	57.8	1.3	11.3	2.2	0.7
地区計	12,490			27,701	6,654			
割合 (%)	26.7			59.1	14.2			

② 「財政負担の抑制」の視点から

既存施設及び市有地を有効に活用できるほか、合併特例事業債を病棟解体費に充当できるなど、事業費及び市の財政負担を大幅に抑制できます。また、角館総合病院は、平成 29 年度に移転予定ですから、庁舎建設に当たっては、仮庁舎が不要であることはもちろん、庁内業務に全く支障を与えず、市民や来庁者等に混乱を招くこともなく、効率的な整備工程により進めることが可能です。

③ 「防災機能」の視点から

選定地周辺には、新角館総合病院、仙北警察署、角館消防署が位置し、田町山臨時駐車場、落合河川公園のドクターヘリポートにも近いことから、庁舎を拠点とした総合病院、警察・消防を

結ぶ防災トライアングルエリアを近距離間で形成することができます。災害発生時、その対応に一刻を争う場合、時間をどれだけ短縮できるかが重要になります。市民の安全を守るため、統合庁舎を司令塔として、関係機関との連携による災害応急対策等を効率的かつ迅速に行うことが可能となります。

④「まちづくり」の視点から

岩瀬北野線の延伸に伴い、統合庁舎や新角館総合病院から国道へのアクセスも格段と向上し、利用者の利便性が高まることと併せ、庁舎、病院という大きな公共施設が集約されることによって、周辺への民間施設等の建設の誘発、促進から、新しいまちづくりの一翼を担うことができ、ひいては、市内外の交流人口の増加、賑わいの創出が期待できます。

このほか、角館総合病院移転後の市有財産を有効活用することにより、市街地の空洞化を防ぐことができます。

(4) 事業費

本庁舎：角館総合病院管理棟 総合支所：田沢湖庁舎 西木庁舎

【総事業費：27億1,200万円 実質市負担額：9億7,300万円】

本庁舎	：角館総合病院管理棟（増改築）6,390㎡	〔事業費 2,264,900千円〕
	管理棟既存面積3,390㎡	増築面積3,000㎡
総合支所	：田沢湖庁舎、保健センター 3,140㎡	※第2庁舎面積は除く
	〔事業費（田沢湖庁舎、総合開発センター耐震補強費）147,141千円〕	
西木庁舎、総合開発センター、第2庁舎	2,994㎡	〔耐震補強必要なし〕
付帯事業	：角館総合病院（解体）	10,779㎡ 〔事業費 240,140千円〕 ※管理棟以外
	角館庁舎、西側庁舎（解体）	2,258㎡ 〔事業費 51,211千円〕
	中町庁舎（解体）	423㎡ 〔事業費 8,762千円〕 ※倉庫90.58㎡含む

(5) 財源計画

主な財源は、合併特例事業債、過疎対策事業債等、財政的に有利な地方債等を充て、市の財政負担を最小限に抑えます。また、平成32年度の合併特例事業債発行期限が迫っていることから、より効率的な整備計画で進めなければなりません。

〔財源内訳〕

財源	金額（千円）	構成比（％）
合併特例事業債	2,360,000	87.0
過疎対策事業債	60,000	2.2
国庫支出金	44,000	1.6
一般財源	248,000	9.2
合計	2,712,000	100

第5章 総合支所及び出張所の役割、機能

田沢湖庁舎、西木庁舎を総合支所とし、出張所は、現行どおり、神代、田沢、桧木内、上桧木内の4地域に設置します。総合支所、出張所の役割、機能は、単に窓口業務や、取り次ぎ業務、地域運営体のサポート業務等だけではなく、様々な市民サポート体制機能の強化を図ります。例えば、保健師による保健業務、地域活動の拠点となるコミュニティ機能などが挙げられます。

また、空きスペースの有効活用と、市民と協働のまちづくりを推進するため、市民団体等のクラブハウスとしての活用も検討します。

市民の利便性を高めるために、郵便局等での諸証明の発行やコンビニ収納等、時代のニーズに対応した市民サービスの実現を目指します。これに加え、3庁舎を巡回する無料シャトルバスを運行し、来庁者の交通アクセスの向上を図ります。

特に、田沢湖庁舎と西木庁舎は、それぞれの地域の特長を活かして、庁舎を活用することにより、地域の活性化を狙います。これを実現するため、地域に適した部署の配置や、地域活性化に資する事業を進めていきます。

1 田沢湖庁舎

田沢湖地区は、秋田県東側の玄関口として、田沢湖、秋田駒ヶ岳などの大自然や素晴らしい景観に恵まれ、温泉、スポーツ、レクリエーション施設など数多くの観光資源を擁し、これまで、自然と共生した安心で住みよい地域づくりを進めてきました。

このため、田沢湖庁舎には、「山と湖と温泉」を活かした観光・スポーツ交流を支え、推進するため、その立地を活かして、観光と結びついたスポーツ振興・温泉と健康を核としたスポーツ振興室（仮称）を配置し、総合的なスポーツ振興の拠点として地域づくりを進めます。

2 西木庁舎

西木地区は、美しく、素朴な農山村風景が広がる地域で、グリーンツーリズムの先進地として、農山村地域と都市との交流による地域づくりを進めてきました。

こうしたことから、西木庁舎には、生涯学習や農山村産業の振興と体験を重点に、中央公民館や農山村体験・交流推進室（仮称）を配置し、農林業と自然環境を活かした産業や学習・交流の拠点とし、地域づくりを進めます。

第6章 角館庁舎・西側庁舎及び中町庁舎

1 角館庁舎・西側庁舎

角館庁舎及び西側庁舎は、庁舎の老朽化が顕著であることに加え、耐震診断調査の結果、耐震補強工事が必要であるとの判定が出ています。補強工事を行った場合、建物内部にコンクリート耐震壁を6箇所増設しなければならず、庁舎機能が著しく低下し、市民の利便性が大きく損なわれることから、解体することが適切であると判断しました。

また、庁舎解体後の「火除けの復元」については、角館の歴史的背景や観光面、機能等を多面的に考慮の上、文化財関係団体等のご意見を伺いながら進めていきます。

2 中町庁舎

中町庁舎は、角館庁舎と同様に老朽化が著しく、継続して使用するためには耐震補強工事が必要であることから、解体の方向で検討を進めてきたところです。

こうしたなか、本年4月19日、旧角館プラザ跡地に「食彩・町家館」がオープンし、7月6日には中町庁舎の隣接地に北都銀行角館支店の新店舗が開設することとなりました。北都銀行からは、現店舗と中町庁舎の交換の申し出を受けており、両施設の交換による中町庁舎の機能移転に向け協議を行っています。

平成32年度の統合庁舎完成後の中町庁舎（交換施設）の活用については、多様な活用方法が考えられますが、外町と武家屋敷を結ぶエリアに位置することから、観光情報の提供機能を有する施設としての活用などについて、今後さらに検討を進めることとします。

第7章 整備スケジュール

平成29年4月の現病院移転完了後に現病院のアスベスト調査を行い、その後、30年度の病院解体工事を経て、31年度に統合庁舎建設工事に着手します。完成予定は32年度を予定しています。

区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
アスベスト事前調査		●→			
土壌汚染調査		●→			
周辺環境調査（騒音等）	●→				
病院解体工事設計		●→			
病院解体工事			●→		
地質調査・用地測量	●→				
庁舎建設基本設計	●→				
庁舎建設実施設計		●→			
建築確認申請等手続き			●→		
庁舎建設・改修工事				●→	→
外構・付帯施設工事					●→

※田沢湖庁舎の耐震工事は平成31年度に実施する。

※田沢湖庁舎・西木庁舎の改修工事は移転後の平成33年度に実施する。